

岡谷市いじめ防止等のための 基本方針

平成27年5月
(平成31年2月改定)

長野県岡谷市
長野県岡谷市教育委員会

岡谷市民憲章

緑と湖にまつまれた美しい郷土、ここに生きるわたくしたち岡谷市民は、先人の努力をうけつぎ、明るく豊かな近代都市をめざして、この憲章をかかげ力強く前進します。わたくしたちは、

- あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります。
- 自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります。
- 心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります。
- 教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります。
- 仕事に誇りをもち、豊かな産業のまちをつくります。

(昭和 46 年 7 月 1 日制定)

おかや子育て憲章

わたくしたち岡谷市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもの心の自立を支えるため、市民総参加による子育てのまちづくりを進めます。

わたくしたちは、

- 明るく元気で健やかな子どもに育てます。
- 命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
- 自ら求め、粘り強くやり抜く子どもに育てます。
- 行動に責任を持ち、ひとり立ちのできる子どもに育てます。
- 力を合わせて人のために尽くし、郷土を愛する子どもに育てます。

(平成 14 年 4 月 1 日制定)

目次	ページ
1 はじめに	1
2 いじめの定義、いじめの認知、いじめの禁止	1
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
4 市における取組	2
(1) 組織等の設置	2
① 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会	
② 岡谷市いじめ問題対策調査委員会	
③ 岡谷市子ども教育支援チーム	
④ 岡谷市いじめ防止対策推進委員会	
(2) いじめ防止等に対する取組	3
① 相談支援体制の整備	
② 家庭や地域との連携	
③ 子どもたちを主体とした取組の推進	4
④ 広報・啓発活動	4
5 学校における取組	5
(1) 学校いじめ防止対策推進基本方針の策定	5
(2) 組織等の設置	
(3) いじめ防止等に対する取組	
① 未然防止…いじめを生まない、許さない	
② 早期発見…いじめに気付く、見逃さない	6
③ 早期対応…気付いたら迅速かつ、適切に対応	8
6 重大事態への対処	8
(1) 学校の対応	9
(2) 市教育委員会又は学校の対応	
① 重大事態（疑い）発生時の報告	
② 重大事態の調査	
③ 調査方針及び結果の提供及び報告	10
④ 調査結果を踏まえた措置	
(3) 市長による対応	
① 再調査	11
② 再調査の結果を踏まえた措置等	
7 基本方針の点検・評価	12
8 参考資料	13

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、児童生徒や保護者、関わった人たちの心に長期にわたり深い傷を残すものです。

岡谷市では、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」（最終ページ抜粋参照）及び「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（平成 26 年）」等に基づき、平成 27 年 5 月に「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。

学校では、切ない思いをする子どもを一人でも減らせるように、いじめ防止等の対策（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）を推進してきましたが、平成 29 年 3 月、国において「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、合わせて「いじめの重大事態への調査に関するガイドライン」が示され、重大事態への適切な対応が求められたことから、平成 29 年 12 月に「岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（以下「条例」という。）を制定しました。平成 30 年 3 月には、「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、いじめへの適切な対処等を行うため、平成 31 年 2 月に「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」を改定しました。

なお、令和 2 年 2 月、岡谷市いじめ問題対策調査委員会の組織を強化するため、「いじめ問題調査員」（以下「調査員」という。）を必要に応じて置くことについて追加します。

2 いじめの定義、いじめの認知、いじめの禁止

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることや、背景・要因にも十分留意した適切な指導が必要です。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本市では、市民憲章の中で「あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまち」を、また、おかや子育て憲章においても「命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子ども」の育成を掲げています。

いじめ防止等は大きな教育課題の一つですが、長期欠席（不登校）や生徒指導等の問題にあっても、その背景に人権意識、対人関係力や自己表現力に乏しい子どもたちの姿があり、自己肯定感^{*注}を養う取組が必要と考えられます。大人から褒められ愛情をもって育てられることで、自分の存在を大事にし、相手を傷つける行為に歯止めをかけることが期待できます。

学校教育ではこれらに基づき、日常的な取組として次の 3 点を大切にしたい学校づくりを基本とします。

- (1) 教師と子ども、あるいは子ども同士のよりよい**人間関係づくり**
- (2) 子どもが安心して過ごせるよりよい**学級づくり**
- (3) 学級を舞台に子どもが成長を実感できるよりよい**授業づくり**

^{*注} 自己肯定感：自分が周囲から認められ、他者の役に立っていると思える心の状態のこと。

いじめ問題については、どの子、どの学校にも起こりうるという認識のもと、

「未然防止」…いじめを生まない、許さない

「早期発見」…いじめに気付く、見逃さない

「早期対応」…迅速かつ適切に対応

を柱とし、これまで積み重ねてきた特色

ある取組を継承、発展させるとともに、実効性のある対策を進めていきます。また、子どもたちを守り育てるために、市及び市教育委員会、学校、家庭、地域が連携し、“チーム体制”で取り組むことが、本市の目指してきた姿であり今後も重要であると考えます。

4 市における取組

(1) 組織等の設置

市教育委員会のいじめ問題対策に係る主な組織は以下の通りです。児童生徒の教育課題に対する調査研究や支援を行う会議として、教育長直属の「岡谷市子ども教育支援チーム」を設置し、活動をしていますが、条例に規定した組織との関係、役割は組織図の通りです。

① 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会

条例第2条から第9条に規定する、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織です。市教育委員会の附属機関として設置します。構成員は学校、行政関係者、地域関係団体、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者等です。それぞれの専門的な見地からの意見をいじめ問題対策に反映させながら、関係機関の情報共有、連携を強化します。

② 岡谷市いじめ問題対策調査委員会

条例第10条から第14条に規定する、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究や重大事態にかかる調査等を行うための組織です。市教育委員会の附属機関として設置します。構成員は、学識経験者等（弁護士、精神科医師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等）とします。

なお、岡谷市いじめ問題対策調査委員会の委員が聞き取り調査等を直接全て行うのはかなり時間的制約があると予想されるため、聞き取り調査を行う「調査員」を、構成員とは別に必要に応じて置くこととします。

③ 岡谷市子ども教育支援チーム

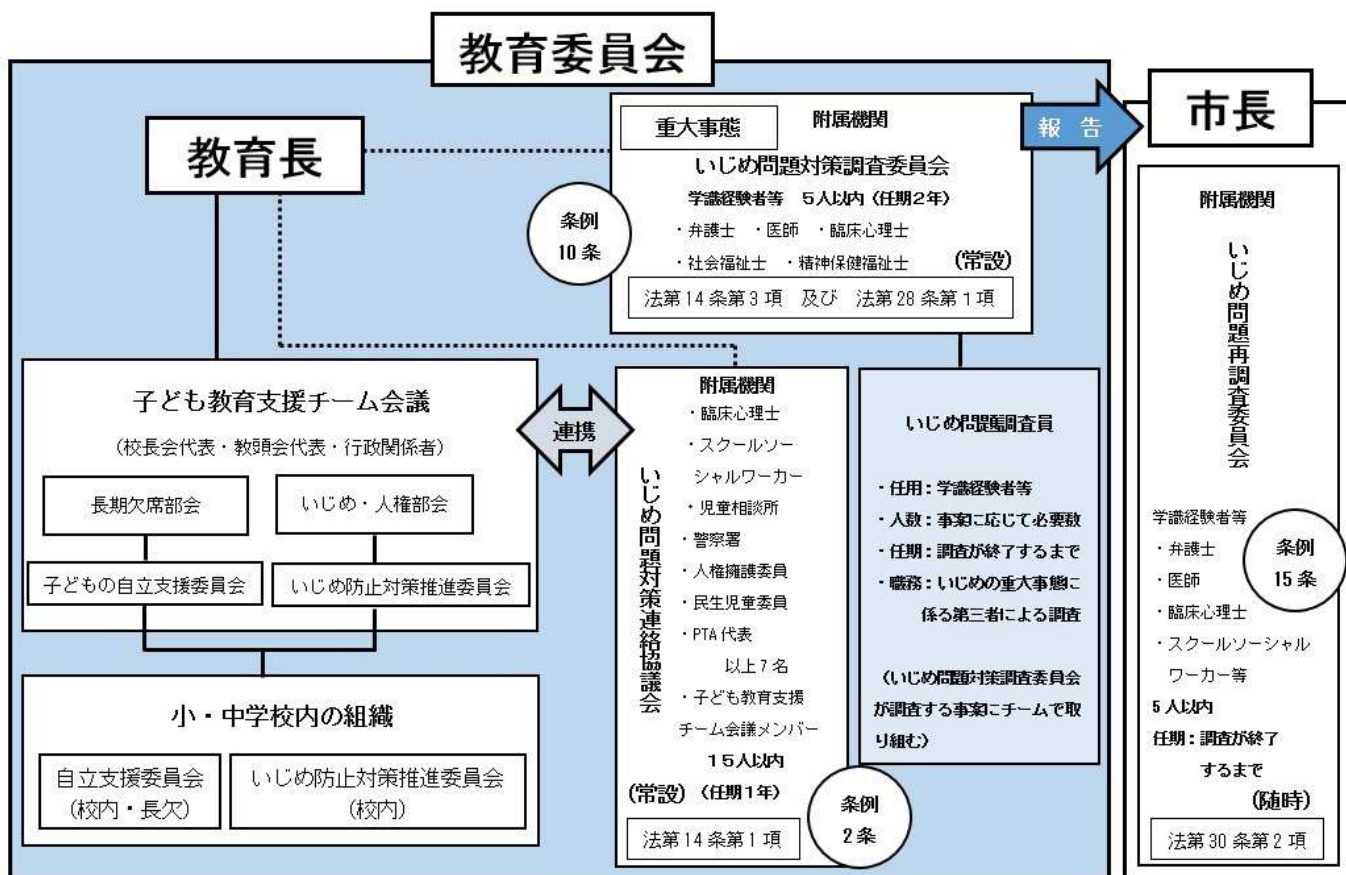
児童生徒の教育課題に対する調査研究や支援を行う会議です。構成員は学校、行政関係者とします。このチームに設けている「いじめ・人権部会」は、本市におけるいじめの実態把握と検証、実施すべき施策の検討、基本方針の点検評価等、総合的にいじめ防止等の対策を推進するための機能を有します。

④ 岡谷市いじめ防止対策推進委員会

平成7年度から、市内全小中学校に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、学校をあげて対策に取り組むとともに、市教育委員会内に「岡谷市小中学校いじめ・不登校対策委員会」を設置し、各校の状況把握とともに指導・助言や情報提供を行ってきました。

平成26年度からは、いじめと不登校を二つの組織に分けて活動の充実を図ることとし、いじめについては「岡谷市いじめ防止対策推進委員会」の名称で再編し、「岡谷市いじめ問題対策連絡協議会」や「岡谷市子ども教育支援チーム」のいじめ・人権部会で練りあげられた方向性や指示に基づき、学校現場の視点を反映し、より深めながら各校における実践につなげています。

【組織図】



(2) いじめ防止等に対する取組

① 相談支援体制の整備

教育総務課においては子ども教育相談センターを窓口とし、市民からの来所、電話、メールなどによる相談を受け付け、早期発見や適切な対応を図ります。また、学校で把握したいじめについては、迅速な報告を受け、適切な対応について指導助言を行います。

必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を活用し、丁寧な相談支援に努めます。

② 家庭や地域との連携

いじめ問題の防止や解決のためには、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことが大切です。

保護者には、子どもたちが命を尊重し思いやりの心を育むための大きな責務があります。温かく安心できる環境のもとで、規範意識を養い基本的な生活習慣を身に付けること

や、情報機器利用に際して家庭内ルールを決めること等が求められます。また、実際にいじめが起きたときには、学校等と協力し適切な対応を行うよう努めなければなりません。

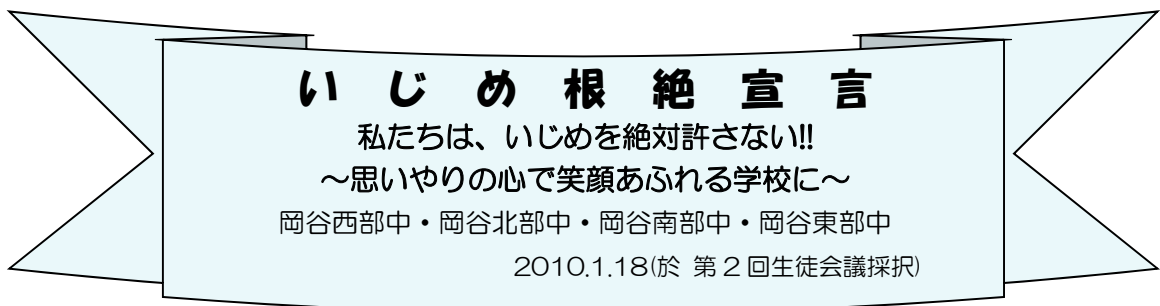
地域社会の役割も重要となります。いじめ問題に対する地域全体の意識を高め、いじめの芽に気付くことが未然防止や早期発見につながります。さらに、児童相談所や警察などの関係機関にあつては、学校や市、市教育委員会と日常的な連携体制を築き、いじめから児童生徒を守ります。

【地域による見守りや交流活動】

岡谷市の学校では、地域ボランティアによる取組が熱心に行われています。通学安全パトロールのほか、読書の時間や放課後の居場所づくりなどを通じて、「いつもと変わった様子はないか」「友だちと仲良くできているか」と、さりげなく見守ってくれています。家庭や学校とは別の立場から、子どもたちの成長を支える役割を担っています。

③ 子どもたちを主体とした取組の推進

平成20年度から4中学校の生徒会を中心に、子どもたちによる「いじめ根絶運動」生徒会議を継続し、それぞれの学校が特色ある活動を実践し、代表者が集まって、その成果や課題を分かち合ってきました。



平成25年度からは、この運動を小学生に広げていくことを目指し、小中学生が合同で「いじめ根絶子ども会議」を開催。いじめを減らす努力をしてきても、まだ学校の中に悲しい思いや寂しい思いをしている仲間がいるという現実の中で、すべての小中学校から「いじめ」がなくなり、笑顔あふれる学校にするにはどうすればよいかを真剣に考え合っています。

会議で学んだ内容は、それぞれが自分の学校に持ち帰って仲間に発信しており、今後も児童生徒を主体とした取組を大切に引き継ぎます。

【あつたかことば、チクチクことば、きらりカード】

ことば一つで、嬉しくて心が温かくなったり(あつたかことば)、逆に悲しくて心が痛くなったりもします(チクチクことば)。ことばづかいについて考える取組が、小・中学校だけでなく、園児にも広がっています。また、友人の良いところを紹介する「きらりカード」も、多くの学校で取り入れられています。

④ 広報・啓発活動

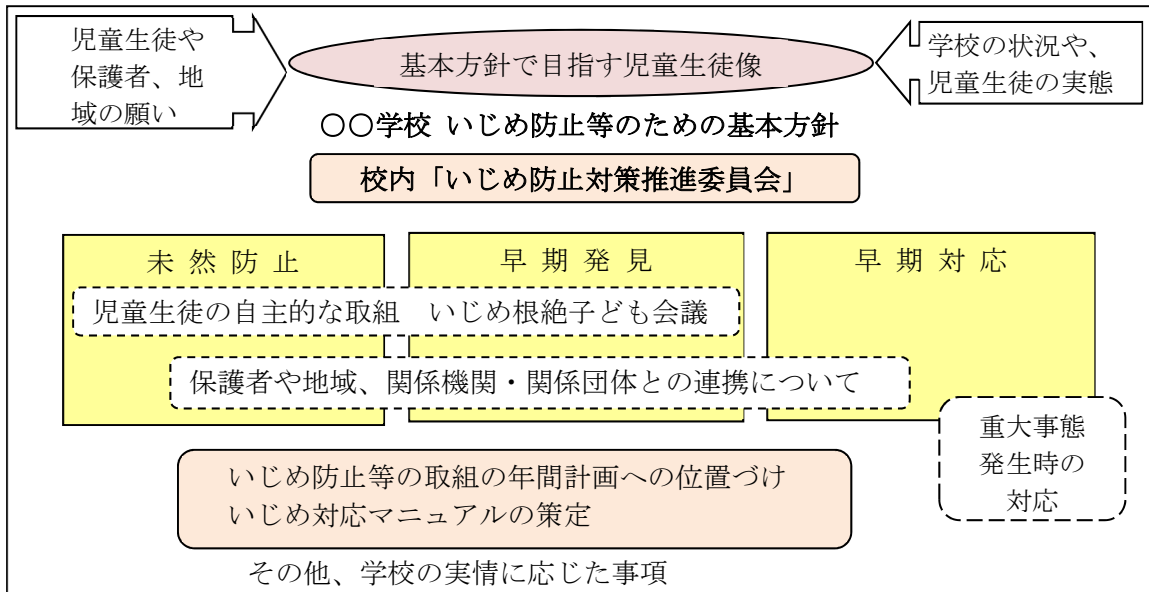
いじめから子どもを守るためには、地域、家庭、学校が手を携えて取り組むことが必要です。“みんなの力でいじめをストップ”を合言葉に、広報誌やホームページ等を活用して、広く市民に広報・啓発を行うほか、いじめのサインや相談窓口を周知するため、チェックリストを作成し、配布します。

また、インターネットを通じたトラブルの増加が深刻化していることから、「岡谷市小中学校情報教育委員会」において、児童生徒や保護者に対する情報モラルの育成、情報教育に関する課題の検証や研修等を行います。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止等のための基本方針の策定

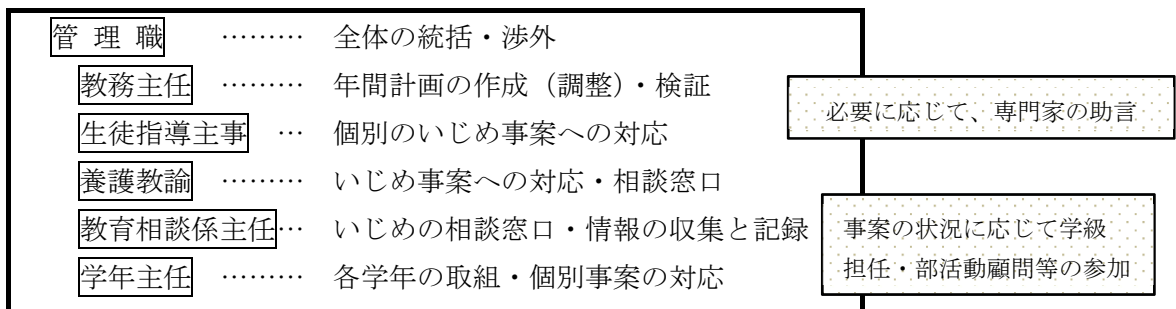
市内小・中学校においては、「学校いじめ防止等のための基本方針」を定め、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、取組の具体的な内容、年間計画等を定めます。



(2) 組織等の設置

学校は、「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、管理職のほか複数の教職員、心理等の専門家等を構成員とし、いじめの防止等の取組を実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加し、柔軟に拡充を図ります。

《イメージ図》



(3) いじめ防止等に対する取組

① 未然防止…いじめを生まない、許さない

いじめは起きてからの対応ではなく、起きないようにする対策が最も重要です。すべての児童生徒が安心して過ごせる学校、一人一人が本来持っているよさや可能性を引き出すことのできる学校づくりを目指します。

また、いじめ予防には「いじめを許さない学校」という姿勢を強調し、正しい人権意識の高揚に努めます。

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

- ・居心地の良い、存在感を感じられる学級づくり
- ・日々の授業の充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の実践
- ・道徳教育、人権教育及び体験活動の充実

イ 「いじめは絶対に許さない」という雰囲気共有

- ・人権教育やなかよし月間（旬間）、教育相談等の機会を通じた発信
- ・家庭や地域も含めた啓発活動

ウ 児童生徒による主体的活動の推進

- ・児童会や生徒会活動の充実
- ・子どもたちによる「いじめ根絶運動」や「いじめ根絶子ども会議」と連動した取組

【異年齢交流で生まれる思いやりの心】

「ペア学年」や「縦割り班」などの異学年交流では、低学年の友だちを優しく気づかい、仲良く活動する高学年の姿や、低学年が高学年に憧れの気持ちを持ち、自分の目標にする姿が見られます。

このほか、乳幼児や園児とふれあう取組で、自分が人の役に立っていることを感じたり、自身の生い立ちを振り返って、感謝の気持ちや命を大切に作る心が芽生えたりしています。

エ 職員の研修

- ・教師自身が人権感覚を大切にされた教育活動を展開
- ・教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方には細心の注意を払う
- ・特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施
 - 発達障がいを含む障害のある児童生徒
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
 - 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
 - その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

② 早期発見…いじめに気付く、見逃さない

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えます。これまでに本市で認知されたいじめの中に、「誰にも相談しなかった」という事例が含まれていることは見逃せません。

また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」や学年会などと情報を共有し、対応につなげます。特に、「いじめではなく、冷やかしか悪ふざけの範囲」との認識から、事態が深刻化する例もあり留意が必要です。

ア 信頼関係の構築、相談体制の充実

- ・児童生徒と接する時間の確保
- ・日記、生活記録等を通しての心のキャッチボール
- ・相談窓口の工夫と積極的な周知
- ・「SOSの出し方に関する教育」の推進

イ 日常の学校活動を通じた早期発見

- ・教職員間の日常的な情報交換
- ・家庭や地域との連携によるいじめサインへの気付き

ウ アンケート、アセス^{*注1}、Q-U調査^{*注2}等の活用

- ・定期的なアンケート等の実施、分析
- ・学級経営の点検、改善

*注1 アセス：児童・生徒の学校生活への適応感を6つの因子から総合的に測定できるアンケート

*注2 Q-U調査：望ましい学級集団作りや人間関係作りに役立てることを目的に実施しているツールで、子ども自身が質問に対して該当すると思うかを記入するアンケート

《学校における年間計画（平成30年度小学校例）》

月	年間計画	留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換(学年 担任 学校間) ・校内いじめ防止対策推進委員会の編制 ・基本方針、マニュアルの確認、年間計画作成 ・いじめゼロ宣言(校長講話 児童会)〈特別活動〉 ・学級づくり(人間関係 ルール確立)〈学級活動〉 ・保護者への取組内容の説明・話し合い〈懇談会〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態についてきちんと引き継ぐ。 ・いじめ防止の意志を明確に伝える。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(遠足 修学旅行等)を通じた人間関係づくり ・家庭訪問での懇談(全保護者)・Q-U調査(1回目)の実施と分析 ・校内研修(教職員 PTA) ・いじめ根絶子ども会議 推進児童の選出 	<ul style="list-style-type: none"> ・班編制への留意。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「悩み事アンケート」の実施と分析 ・児童との面談(先生と話そう週間) ・行事(運動会ほか)を通じた人間関係づくり ・いじめ根絶子ども会議Ⅰへの参加 ・教育相談の実施(希望児童 保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の変化に気を付ける。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・話し合い活動(学級の諸問題)〈学級活動〉 ・いじめ根絶子ども会議Ⅱへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任として学級を見つめ直す。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「悩み事アンケート」の実施と分析 ・話し合い活動(学級の諸問題)〈学級活動〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任として学級を見つめ直す。
11月 人権 月間	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(音楽会ほか)を通じた人間関係づくり ・人権講演会、「花咲き山」「仲良し標語」の実施 ・児童会企画(お悩みボックス 姉妹学級交流) ・校長講話 ・Q-U調査(2回目)の実施と分析 ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・児童との面談(先生と話そう週間) ・保護者へ学級の現状を説明・話し合い〈学級懇談会 保護者〉 ・中学校の人権集会に6年生が参加 ・教育相談の実施(希望児童 保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・人間関係に留意。

1 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会での懇談〈全保護者〉 ・学校評価アンケート(取組に対しての保護者、児童の思い)の実施と分析 ・いじめ根絶子ども会議〈全体会〉への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策の点検を行う。
1月 ～ 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施(希望児童 保護者) ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・「悩み事アンケート」の実施と分析 ・話し合い活動(学級の諸問題) 〈学級活動〉 ・いじめ根絶子ども会議のメッセージ伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、クラス替えや進級進学による人間関係による不安を持つ時期。様子に心を配る。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動の見直し ・記録の整理、引継ぎ情報の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を確実に引き継ぐため準備を行う。

③ 早期対応…気付いたら迅速かつ、適切に対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は速やかに、「校内いじめ防止対策推進委員会」を中心とした組織的対応を行います。そのため、基本方針をもとに具体的な対応手順を示した「いじめ対応マニュアル」を整備し、全職員が共通理解し一丸となって取り組みます。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ防止対策推進委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項(最終ページ参照)の規定に違反し得ることになります。

何よりも大切なのは、相手の立場に立った誠意ある迅速な対応です。

ア 迅速で適切な対応を行うための体制づくり

- ・校内いじめ防止対策推進委員会、臨時職員会議の招集
- ・役割分担や窓口の一本化
- ・市教育委員会や南信教育事務所(県教育委員会)への報告(速報、続報)
- ・関係機関との連携

イ いじめの事実関係を確認

- ・いじめられた側、いじめた側、保護者、関係する児童生徒や教職員からの聴き取り
- ・事実の整理といじめの構造分析

ウ いじめに関わった児童生徒等に対する丁寧なケアと指導

- ・いじめられた児童生徒に寄り添い、支える姿勢
- ・いじめた児童生徒には毅然とした対応をするとともに、いじめを引き起こした理由や背景、本人の抱える問題に目を向けた指導
- ・周囲の児童生徒、所属学級等に対しては、よりよい集団づくりのための働きかけ
- ・保護者への連絡、連携した対応

エ いじめが「解消している」状態の実現

- ・以下の2つの要件が満たされている必要があります。
 - いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。
 - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

オ 再発防止策の検討

- ・今回の事案を振り返り、再発を防ぐための改善点等を校内全体で共有

6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）」に基づき、適切に対応することが必要です。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や市教育委員会あるいは市が事実に向き合い、当該事態への対処を実施するとともに同種の事態の発生を防止するためのものです。調査結果を踏まえて再度、いじめ防止等に対する取組を見直し、改善を図ります。

《重大事態とは》

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 学校の対応

学校は、重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始し、また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態にいたることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から、市教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をします。

- 校内「いじめ防止対策推進委員会」を中心とした、対応チームを組織。
- いじめられた児童生徒の安全確保。保護者へ連絡と連携。
- 事実確認と関係する児童生徒の支援、指導。
- 市教育委員会、関係機関等（警察・医療・消防・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。

(2) 市教育委員会又は学校の対応

① 重大事態（疑い）発生時の報告

学校からの報告を受けた市教育委員会は、速やかに市長へ報告します。

② 重大事態の調査

市教育委員会は調査の主体を判断し、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

ア 調査の主体の判断

- ・今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、市教育委員会が調査の主体となる必要があります。

イ 調査組織

- ・調査にあたっては、条例に基づき設置している岡谷市いじめ問題対策調査委員会により、公平性・中立性・客観性を確保します。また、必要に応じて岡谷市いじめ問題対策調査委員会に「調査員」を置き、必要な調査を行います。
- ・学校が調査の主体となる場合は、校内「いじめ防止対策推進委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

ウ 調査の実施

- ・因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。
- ・調査組織による調査には全面協力し、事実にしっかりと向き合うことが重要です。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要です。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指します。背景調査については、「国の基本方針」を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」を参考とします。

③ 調査方針及び結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明します。
 - 調査の目的・目標
 - 調査主体（組織の構成、人選）
 - 調査時期・機関（スケジュール、定期報告）
 - 調査事項（いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
 - 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
 - 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要です。
- ・関係者の個人情報に十分配慮することが必要です。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。

イ 調査結果の報告

- ・市教育委員会又は学校は、調査結果について速やかに市長へ報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。
- ・市教育委員会及び学校は、岡谷市個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行います。
- ・調査により把握した情報の記録は、原則として市の文書管理規則に基づき、これらの記録を適切に保存するものとしますが、指導要録の保存期間にあわせて、少なくとも5年間保存します。

④ 調査結果を踏まえた措置

- ・市教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等について市教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。
- ・市教育委員会は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討します。
- ・市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

(3) 市長による対応

(2)③イ「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）することを検討します。

- 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

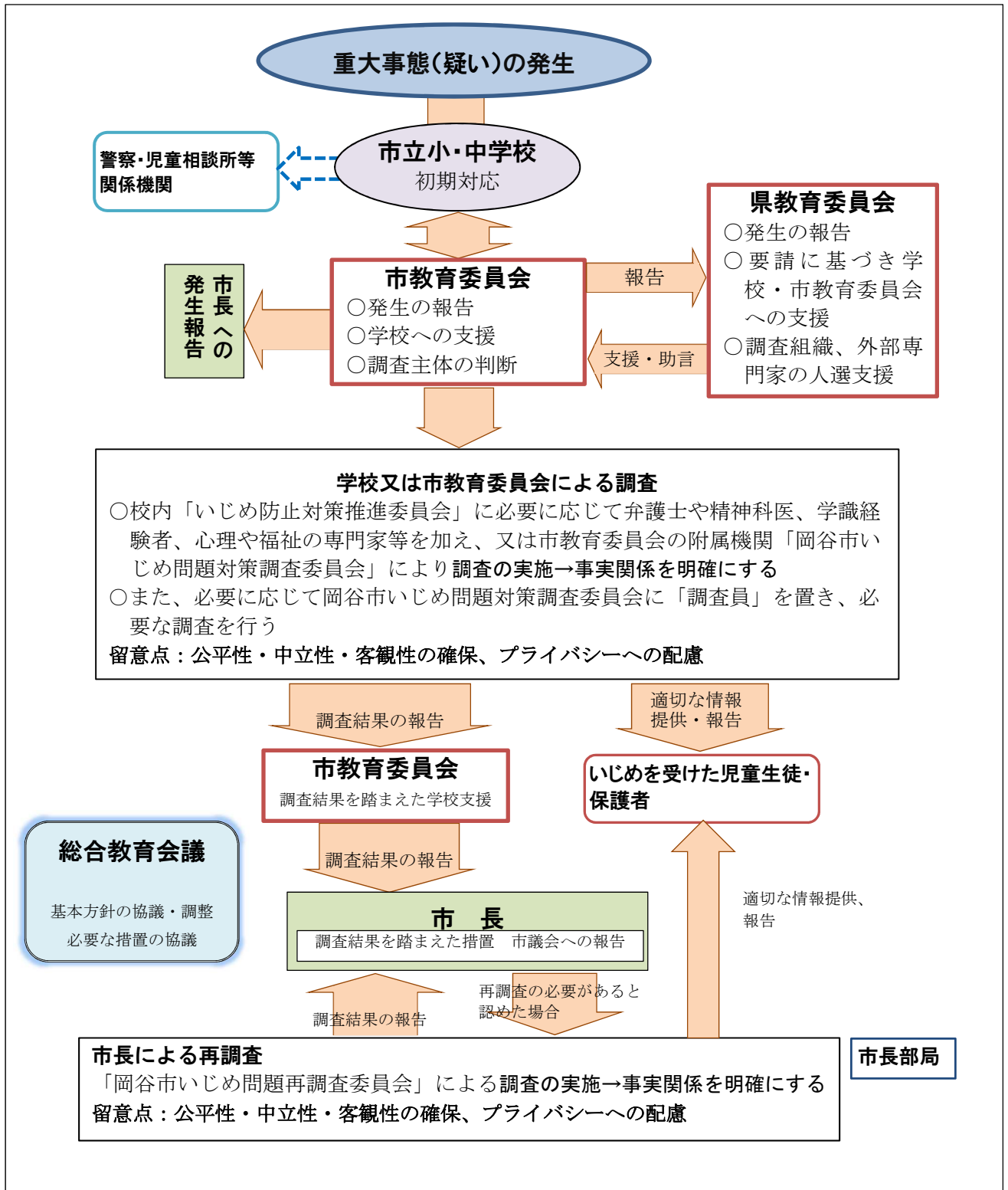
① 再調査

- ・再調査にあたっては、条例に基づき岡谷市いじめ問題再調査委員会を設置し、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ・従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、(2)②の調査に並行して、市長による調査を実施することもあります。
- ・再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に適切に報告します。
再調査の結果を踏まえ、『総合教育会議^{*注}』において協議し、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。
- ・市長部局が関与する「必要な措置」としては、教育予算の確保、児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

^{*注} 総合教育会議：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定により、首長と教育委員会で構成される。両者で教育政策を議論し、一致して執行にあたることが目的の一つ。



7 基本方針の点検・評価

「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」は、岡谷市いじめ問題対策連絡協議会や岡谷市子ども教育支援チームなどの組織において、対策を推進しながら内容の点検・評価を行います。

また、今後も国や長野県との連携を密にし、社会・教育情勢の変化等を的確かつ柔軟に反映させるため、必要に応じて改訂を加え、総合教育会議において協議・調整を図ります。

8 参考資料

平成30年度いじめ根絶子ども宣言

平成22年1月に、岡谷市内4中学校の代表者が集まり、

『私たちは、いじめを絶対許さない！！～思いやりの心で笑顔あふれる学校に～』
という、いじめをなくすための宣言が出されました。そして、5年前より、小中合同の“いじめ根絶子ども会議”を開催し、いじめ0に向けて、どのような活動をしていけば良いのか考え、私たちの身の回りから、いじめを許してはならないことを積極的に呼びかけてきました。

しかし、まだ学校の中に悲しい思いや寂しい思いをしている仲間がいます。私たちは、岡谷市のすべての小中学校から「いじめ」がなくなり、笑顔あふれる学校にするにはどうすれば良いかを“いじめ根絶子ども会議”を通して、今年度も考えてきました。

今日の子ども会議では、これまで子ども会議に参加してきたOB・OGのみなさんの思いを大切に受けとめながら

『「これって、いじめ？」相手の気持ちになって、身の回りの関係を見つめてみよう！』をテーマとし、4つの中学校区ごと話し合い、いじめを許してはならないという気持ちを小中学校合同で高め合いました。そして、いじめを許さず、いじめに立ち向かっていくために、次のような取り組みを進めていきたいと考えました。

○西部中学校区

見つけよう！相手の良いところ 伝えよう！自分の気持ち

～いじめは人ごとではない。自分の行動を振り返り、自分を変えよう！～

○南部中学校区

自分たちの言動を見直し、仲の良い友達ほど適切な距離を保ち、身近なことに目を向けて、いじめをなくしていこう。

○北部中学校区

いじめになる前に、いじめの芽をつみとろう！

- ・クラスの全員と関わりを持とう ・見て見ぬふりをせず、行動にうつそう
- ・相手の気持ちを考えて、行動をしよう ・全員平等に接しよう

○東部中学校区

いじめに人数は関係なく、互いがどんなに大人数であっても、その中の一人でも傷つくことがあればそれはいじめである。だから、悲しい思いをする人が減るように、いじめの原因になることに気付いて、自分から勇気ある行動をしよう。

今日のいじめ根絶子ども会議の成果を学校へ持ち帰り、

『私たちは、いじめを絶対許さない！！～思いやりの心で笑顔あふれる学校に～』
この宣言を今年度も、岡谷市内すべての仲間に発信していきたいと思えます。

平成30年12月15日 児童生徒代表

みんなの力でいじめをストップ

保護者、地域の皆様へ

いじめは、絶対に許されない行為です。
いじめの芽に早く気づき、深刻な事態を招く前に適切な対応をすることが大切です。
子どもたちは、「自分からは言えない」「けれど、誰かにわかってほしい」と思っています。
いじめのサインにはどのようなものがあるか、いじめに気づいたらどこに相談すればよいのかをお知らせするために、チェックリストを作成しました。
家庭、地域、学校が手を携えて、いじめから子どもを守ることができるようご協力ください。
岡谷市教育委員会・岡谷市子ども教育支援チーム

お子さんのこんな様子にいじめを受けているサインが…!!

- 登校時間になると頭痛、腹痛などを訴え、登校を渋るようになる。
- 学校へ行きたくないと言いだすことが増える。
- 無気力となり、ぼんやりとしていることが増え、成績が急に下がる。
- いらいらして目つきが変わったり、おどおどして落ち着きがなくなる。
- 遅刻したり、早退したりすることが多くなる。
- 転校したい、生まれ変わりたい、などともらすようになる。
- 口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。
- 食欲がなくなり、一人で食べるが多くなる。
- 外出しなくなり、人におびえるようになる。
- メモや日記などに悩みが書き込んであったりする。
- 衣服の汚れや、けがをして帰宅することが多くなる。
- 身体や持ち物の外からは見えない部分に、落書きがある。
- 金づかいが荒くなる。家の金銭を持ち出す。
- 買い与えた物がなくなる。
- 家族に対して、かたくなになってくる。
- 弟や妹、ペットなどをいじめるようになる。
- 助けを求めらうわ言を言ったり、不眠を訴えたりするようになる。
- 親が出ると何も言わずに切れてしまうような不審な電話が、たびたびある。
- 不良じみた友達が訪ねてくることもある。
- 携帯電話等に、友達からの呼び出し連絡が頻繁に入る。
- ふとんの中など、隠れて携帯電話等を操作している。
- 本人が知らないところで、名前を勝手に使われていることがある。
- メールやLINEを家族の前で見なくなり、機器もいじらなくなる。

親が知らぬ間に
進行するケースが
急増しています

一怖い!! ネットいじめー

- ◇ ネット上で誹謗中傷が広まる
- ◇ 個人情報勝手に、掲示板やブログに書き込まれる
- ◇ 悪口を複数の人に送信するよう促す「チェーンメール」が届く
- ◇ 「なりすましメール」で、迷惑な内容が大量に送信されてくる。
- ◇ LINEの仲間から無視される。



子どものサインを見つけたら…相談してみんなで解決を

【学 校】校長、教頭、学級担任等へ遠慮なくご相談ください。

【岡谷市】子ども教育相談センター(市役所教育総務課内)

0266-23-4811(代表) 内線 1215、1217

分室(諏訪湖ハイツ内) 0266-24-2206

【県や国の機関】学校生活相談センター(長野県教育委員会心の支援課内)

24時間いじめ相談電話 0120-0-78310(なやみ言おう)

子ども人権110番(長野地方法務局) 0120-007-110

いじめ防止対策推進法抜粋

(地方いじめ防止基本方針)

第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下（「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(いじめに対する措置)

第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

『岡谷市いじめ防止等のための基本方針』

発行年月：平成27年5月

改定年月：平成31年2月

発行者：岡谷市・岡谷市教育委員会

編集者：岡谷市教育部教育総務課